**建設省道発第三七七号**

**昭和三七年九月四日**

**各地方建設局長**

**北海道開発局長**

**各都道府県知事**

**指定市の長**

**日本道路公団総裁**

**首都高速道路公団理事長**

**阪神高速道路公団理事長**

**道路局長通達**

道路法施行令の一部を改正する政令の施行について

八月二四日付で、別添のとおり、道路法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたが、左記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下道路管理者にも周知方お取り計らい願いたい。

記

1　占用物件の追加について

道路の占用を許可することができる工作物、物件又は施設は、道路法(以下「法」という。)第三二条第一項各号及び道路法施行令(以下「令」という。)第七条各号に掲げられているものに限られているが、このたび(イ)高架の道路の路面下に設ける広場、公園、運動場その他これらに類する施設、(ロ)トンネルの上に設けられる事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場、その他これらに類する施設及び(ハ)建築基準法第五九条第一項の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)内の自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を追加したこと。(令第７条第９号及び第10号)

(1)　令第７条第９号中「これらに類する施設」とは、病院、休憩所、車庫等の建築物及び緑地等をいうこと。

(2)　令第７条第９号中「広場、公園、運動場その他これらに類する施設」には、広場、公園等に通常設けられる植栽、花壇、ベンチ、ぶらんこ等の施設を含み、学校、工場等の施設の一部としてのものであっても、道路を占用することとなる当該部分が広場、公園、運動場その他これらに類する施設であるものをいうこと。

(3)　令第７条第10号中「これらに類する施設」とは、(1)に掲げるもののうち建築物であるものをいうこと。

(4)　トンネルの上について占用の許可を行ないうる場合は、都市内のトンネルにおいてみられるごとく、道路管理者が所有権等の権原を取得して道路の区域としている部分についてであって、トンネルの構造物の部分及びその周辺の部分についてのみ権原を取得しているにすぎないトンネルの上については、従来どおり取扱うこと。

なお、トンネルの上に高架の道路以外の道路がある場合には、これらの施設は占用しえないものであるから念のため付け加える。

(5)　令第７条第10号に掲げる施設は、道路の立体化に伴い、土地の合理的利用を図るという趣旨に基づくものであるが、従来の占用物件とくらべると極めて特殊な性格を有しているものであるから、許可に際しては、道路の構造又は交通に及ぼす支障について詳細な検討を行なうとともに、許可申請が提出された場合においては、当分の間事前に当局に協議されたいこと。

なお、令第七条第六号に掲げる施設についても同様とすること。

2　占用物件の占用の場所について

(1)　高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所については、昭和三三年一一月二八日道発第四九七号で通知された「道路法施行令の一部を改正する政令について」三により取り扱うこと。

(2)　トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所については、当該占用物件の荷量等によりトンネルを損壊することのないようその構造の保全について十分配慮するとともに、トンネルの換気又は採光に支障を及ぼさない場所とすること。

(3)　高度地区内の自動車専用道路の上空に設ける占用物件の占用の場所については、令第一〇条第一項及び第二項の規定の適用があるので、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には占用物件を設けてはならず、かつ、車道の上空を占用することとなる占用物件の最下部と路面との距離は、四・五メートル以上としなければならないこと。

3　占用物件の構造について

高度地区内の自動車専用道路の上空に設ける占用物件の構造については、特にこれらの施設が生活又は営業の用に供されるものであるため、倒壊、落下、はく離、汚損等のおそれのない構造とするとともに、火災、荷重又は漏水により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないような構造とされるよう厳重に注意されたいこと。

なお、トンネルの上に設ける占用物件の構造についても令第一四条の規定が適用されるものであるから念のため付け加える。

4　その他

今回追加された占用物件に係る占用料及び徴収方法については、法第三九条第二項に規定するとおり条例を改正してあらたに定める必要があるが、従来占用許可の対象となっている物件のうち、特に高架の道路の路面下に設ける施設等については、占用料の額の定めのない条例が多く、また、その額も他の地方公共団体の定めるものと均衡を失するものも見受けられるので、あらたに追加された占用物件をも含めて、条例に定めのない占用物件に係る占用料の額を定めるとともに、この際あわせて、他の占用物件の占用料の額についても再検討を行ない、実情に即したものとされたいこと。